

社会福祉法人愛知玉葉会役員等の報酬、諸手当 及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛知玉葉会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び諸手当の支給並びに費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の理事とは、理事のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬等の額)

第3条 役員等に対して支給する報酬及び諸手当（以下「報酬等」という。）の額は、別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第4条 費用弁償は、社会福祉法人愛知玉葉会旅費規程の定めにより支給するものとする。

(支給方法)

第5条 支給方法は、理事会、評議員会、監事監査出席報酬等については、原則現金にて支給する。また、理事会、評議員会以外の日における法人業務に対する報酬等は、職員の例による。ただし、都合により期末ごとに行うことができる。

(適用除外)

第6条 事業の職務を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃の手続)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

別表 1

名 称	単 位	報 酬	年度総額
常勤理事（理事長）の業務報酬等	日額	15,000 円	1,600,000 円
常勤理事（常務理事）の業務報酬等	日額	12,000 円	1,900,000 円

名 称	単 位	報 酬	年度総額
非常勤理事の業務報酬等	日額	10,000 円	480,000 円
評議員の業務報酬等	日額	10,000 円	300,000 円
監事の業務報酬等 監事の監査業務報酬等	日額	10,000 円 15,000 円	250,000 円

別表 1 における年度総額の計算根拠

常勤理事（理事長）	1 名 × 52 週 × 2 日 × 15,000 円 + = 1,600,000 円
常勤理事（常務理事）	1 名 × 52 週 × 3 日 × 12,000 円 = 1,900,000 円
非常勤理事	8 名 × 6 回（理事会開催回数） × 10,000 円 = 480,000 円
評議員	11 名 × 2 回（評議員会開催回数） × 10,000 円 = 220,000 円
監事	2 名 × 8 回（理事会・評議員会開催回数） × 10,000 円 + 2 名 × 3 回（監事監査開催回数） × 15,000 円 = 250,000 円